

放課後子ども総合プランに基づく放課後児童対策について

1 放課後児童対策の目的

全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごし、学習支援や多様な体験・活動を行うことにより、次代を担う人材を育成することを目的とする。

2 放課後対策の課題

(1) 総合的な対策の遅れ

- ・ 児童に対する放課後対策が統一的な取組がなされていない
　　学童クラブ事業、児童館事業、放課後子ども教室
- ・ 組織的に市長部局（子ども家庭部）と教育委員会（生涯学習担当）に分かれて担当

(2) 学童クラブの待機児童対策

- ・ 待機児童の増加（平成27年度から学童対象が6年生まで拡大）
- ・ 指導員の不足（延長保育（午後7時）の実施）
- ・ 施設の不足（児童館施設の限界）

(3) 放課後子ども教室の充実

- ・ 現在、4校で週1日の実施
- ・ 学校施設の活用
- ・ 人材の確保（基本的に無償ボランティア）

3 放課後児童対策

(1) 放課後子ども総合プラン

- ・ 文部科学省と厚生労働省との共管として、「放課後子ども総合プランについて」を通知（平成26年7月31日）
- ・ 目的：前述1の目的と同様
- ・ 方策：
 - ① 市町村行動計画の策定
 - ② 学童クラブ事業と放課後子ども教室の一体的又は連携して、小学校の余裕教室等を活用しながら推進する。（学校施設の活用）
 - ③ 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実（補充学習、文化・芸術活動、スポーツ活動、地域資源活用活動等）
 - ④ 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

(2) 当市の対応策

- ・ 放課後子ども総合プランに基づく市町村行動計画の策定
- ・ 取組のイメージ（別紙）
- ・ 人材の確保（地域子ども育成リーダー制度の活用、学習塾等）
- ・ 学校施設の活用（特別教室の活用、管理上の調整等）

4 波及効果

(1) 子どもの貧困対策

(2) あきる野市公共施設等総合管理計画への寄与